令和 2 年 10 月 30 日決定　道告示第 671 号
令和 7 年 7 月 29 日変更　道告示第 367 号

大樹都市計画（大樹町）　（非線引き都市計画区域）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

Ⅰ．都市計画の目標

１．基本的事項

（１）目標年次

この方針では、大樹都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和 12 年(2030 年)の姿として策定する。

（２）範　囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

大樹都市計画区域	市町名	範　　囲	規　　模
	大樹町	行政区域の一部	約 1,208 ha

２．都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の南部に位置しており、鉄道が開通されるとともに旧国鉄大樹駅を中心に市街地が形成されてきた。産業については、豊かな自然を背景として農業や酪農及び漁業を中心に発展してきた。近年は、航空宇宙関連実験や施設の誘致等、経済と雇用の裾野を広げる取組みを推進し、活力あるまちづくりを進めている。

今後は、更に進行する人口の減少及び超高齢社会を迎え「コンパクトなまちづくり」を基本理念とした土地利用がより一層求められている。

本区域の都市づくりでは、先人が培ってきた「強くたくましい開拓魂」を受け継ぎながら、「健康で明るい豊かな」まちづくりを進めるため、～活力とやすらぎあふれるまちづくり～大いなる挑戦の継続をまちづくりの理念とし、次の３つの基本方針を掲げている。

・水辺や周囲の緑と調和する安全で美しいまちづくり
・豊かな暮らしや近隣の協力関係が育まれるまちづくり
・地域資源を活かし活発な交流が展開されるまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。

Ⅱ．区域区分の決定の有無

１．区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

一方、世帯数については、横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型

のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については、現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

Ⅲ．主要な都市計画の決定の方針

１．土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）主要用途の配置の方針

本区域では、ＪＲ旧大樹駅周辺を核とし、３・３・１大樹本通（国道 236 号線）を基軸として、計画的に市街地の整備が進められてきた。

近年は、航空宇宙関連産業における事業拡大をはじめ、基幹産業である農業や民間企業の生産規模拡大により、都市的土地利用が活性化している。

このため、本区域では、まちをとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

①　住宅地

・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
・一般住宅地は、沿道商業業務地の周辺及び南町地区に配置し、周辺住宅地のための生活利便施設の立地を許容しつつ、中低層住宅を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図る。
・専用住宅地は、市街地の外縁部に配置し、低層住宅地として良好な住環境の形成及び維持に努める。

②　商業業務地

・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
・３・３・１号大樹本通（国道 236 号）沿道の歴舟川周辺では、中心市街地の活性化を図るため、物産センター等の機能を有する複合施設やコミュニティ広場が整備され、水辺プラザと連携した地域の商業地が形成されていることから、中心商業業務地を配置し、商業機能や交流機能の維持、増進を図る。
・市街地の北側及び南側の３・３・１号大樹本通（国道 236 号）沿道には、沿道商業業務地を配置し、沿道における利便性の向上を図る。

③　工業・流通業務地

・本区域の工業・流通業務地は一般工業地で構成する。
・一般工業地は、緑町地区及び川南地区に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で、軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。
・緑町地区には、大規模な乳製品工場が立地していることから、工業地を配置し、その機能の維持、増進を図る。
・市街地南側の３・３・１号大樹本通（国道 236 号）沿道を含む地区には川南工業団地が形成されていることから、工業地を配置し、交通利便性の高さを活かし、今後の工業系土地利用の需要に対応する。

④　用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

・柏木町地区の給食センター周辺では、都市構造の維持と周辺環境の調和に配慮し、特別用途地区や地区計画等を活用した適切な土地利用を検討する。

（２）市街地の土地利用の方針

① 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

郷土景観を構成する大樹神社周辺の樹林地は、都市における良好な自然環境を有していることからその保全に努める。

（３）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象としない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

溢水、湛水、津波、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災への配慮について検討する。

③ 自然的環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の周辺にある防風保安林に指定されている樹木地等については、今後ともその機能を維持するとともに良好な自然的環境の保全を図る。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

・用途地域の指定のない区域では、農業関連施設等が立地していることから、必要に応じて特定用途制限地域の指定等により、これらの施設等の機能の維持増進や営農環境の保全を図る。
・浜大樹地区は、漁業を中心として市街地が形成され、漁業関連施設等が立地しており、これまで道路及び下水道等の公共施設の整備が進められてきていることから、今後も現在の市街地における土地利用を基本とする。
・緑町地区周辺は、市街地の連続性や中心部への近接性を踏まえ、農林業との調整を図りながら、住居系用途地域の指定と併せて特定用途制限地域等による規制を検討する。
・幸町地区や川南工業団地周辺は、市街地の連続性や中心部への近接性を踏まえ、農林業との調整を図りながら、工業系用途地域の指定と併せて特定用途制限地域等による規制を検討する。
・柏林公園北側の地区は、宇宙関連産業の新規参入及び沿道サービス施設の立地需要に対応できるよう、農林業との調整を図りながら、適切な用途地域の指定と併せて特定用途制限地域等による規制を検討する。
・松山町地区は、市街地の連続性を踏まえ、住宅や産業発展の需要に対応できるよう、農林業との調整を図りながら、適切な用途地域の指定と併せて特定用途制限地域等による規制を検討する。
・中大樹地区の住宅予定地は、今後も住宅用地としての都市的土地利用は見込めないことから、用途地域の縮小について検討する。

２．都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）交通施設

① 基本方針

ａ 交通体系の整備の方針

本区域は、十勝連携地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内

道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
・大樹町は、人口減少や高齢化の進展による利用者の減少、運転手不足といった課題解決を図るため、町内の公共交通のあり方を示した「大樹町地域公共交通計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の機能強化に努める。
・本区域の基幹産業である酪農業等の農業生産物の鮮度・品質を保持して輸送し、安定した農業経営を推進するため、農村部と市街地を結ぶ道路網の確立を図る。

b　整備水準の目標

・交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくこととし、当面次のような整備水準を目標とする。
・街路網については、広域交通に対応する骨格街路網の整備を促進するとともに都市内の幹線街路網は各道路機能に応じて段階的な整備を進め、将来の幹線街路網密度がおおむね 3.65 km/k ㎡となるように都市計画道路の整備を図る。

	平成 27 年(2015 年) (基準年)	令和 12 年(2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.44 km/km^2	2.44 km/km^2

②　主要な施設の配置の方針

a　道　路

・一般国道自動車専用道路帯広・広尾自動車道が計画されていることから、アクセス道路の検討を行う。
・３・３・１号大樹本通（国道 236 号）を都市の骨格となる道路とする。
・３・４・３号清水大樹２号通（主要道道清水大樹線)、３・４・４号大樹２条通（一般道道萌和大樹停車場線)、３・４・５号駅前通（一般道道萌和大樹停車場線)、３・４・７号清水大樹１号通（主要道道清水大樹線)、３・４・８号幸徳大樹通（一般道道幸徳大樹停車場線)、３・４・13 号寿ふれあい通（一般道道旭浜大樹停車場線及び幸徳大樹停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

（２）下水道及び河川

① 基本方針

ａ 下水道及び河川の整備の方針

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河 川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

ｂ 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 66.7％であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。

イ 河 川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

ａ 下水道

大樹公共下水道については、下水管渠を確保し、新大樹地区に処理場を適切に配置する。

ｂ 河 川

歴舟川及び振別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。

（３）その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

３．自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

（１）基本方針

本区域は、歴舟川により川北地区と川南地区の二つに大きく分断された市街地背後に、日高山脈麓に連なる丘陵樹林地が展開するとともに、市街地の東西方向に歴舟川の河畔林及び河岸段丘上の樹林地が緑の骨格を成しており、それらにより良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の配置計画を図る。

（２）緑地の配置の方針

①緑地系統ごとの配置方針

ａ　環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、柏林公園、大樹中央運動公園及び歴舟河川緑地を配置する。

ｂ　レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として､街区公園を配置する。

また、観光レクリエーション活動の中核を担う緑地として、柏林公園、交通公園を配置する。

ｃ　防災系統

災害時における避難地あるいは防災拠点として､大樹中央運動公園を配置する。

ｄ　景観構成系統

本区域の郷土的景観と緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークを形成するため、歴舟川河川緑地を配置する。

②　コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため､区域内の公園等緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手であるまゆう公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

（３）実現のための具体の都市計画制度の方針

都市緑地法の規定に基づき策定した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。